

保育施設の認可及び利用定員について

1. 諮問内容

「ほしのまち保育園」及び「ほしのうた保育園」について、設置者の「NPO 法人えがおネット」より令和 5 年 4 月 1 日より「社会福祉法人えがおネット」に設置者を変更する旨の申し出がありました。

保育施設の設置者を変更する場合は、改めて施設設置等の認可を受ける必要があるため、関係法令の規定により、子ども・子育て会議等において意見を聴くこととされていることから、今回、諮問するものです。

【参考：諮問を行う事項】

施設	認可	根拠法令	利用定員	根拠法令
保育所 (特定教育・保育施設)	—		○	子ども・子育て支援法 第 31 条第 2 項
小規模保育施設 (特定地域型保育事業)	○	児童福祉法 第 34 条の 15 第 4 項	○	子ども・子育て支援法 第 43 条第 2 項

2. 根拠法令

(1) 小規模保育施設等の認可に係る意見聴取

児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項・第 4 項

第 34 条の 15 第 2 項

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

第 34 条の 15 第 4 項

市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) 利用定員の設定に係る意見聴取

子ども・子育て支援法 第 31 条第 2 項及び第 43 条第 2 項

第 31 条第 2 項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第 43 条第 2 項

市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。